

「スピノサド」の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成 16 年 12 月 10 日付けで農林水産省から、「スピノサド」について農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡があり、また同日付けで関係企業から、同薬について平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき必要な資料が提出されたことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 「スピノサド」の概要

本薬は、殺虫剤であり、本年 12 月現在、稲（育苗箱）、キャベツ、かんきつ、いちご、茶等に登録があり、平成 14 年 3 月に食品衛生法に基づく残留農薬基準が告示されている。

今回、新たに国内におけるトマトへの適用拡大申請がなされており、また、米国における貯蔵穀物に対する使用に基づく米、小麦等の残留基準の設定又は改正について要請がなされている。

なお、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）において毒性評価が行われており、直近では平成 13 年に ADI 0.02mg/kg 体重/day が設定されている。また、とうもろこし、かんきつ類果実、アーモンド、畜産物等に国際基準が設定されている。諸外国においては、米国、オーストラリア、ニュージーランドをはじめ、多数の国々において登録されている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「スピノサド」の食品中の残留基準設定について検討する。